

報告事項サ

損害賠償請求事件に係る和解について

損害賠償請求事件に係る和解について、別紙のとおり報告します。

令和2年12月24日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

損害賠償請求事件に係る和解について

令和2年12月24日
高等学校課

平成28年10月の西部地区県立高校の生徒に対する退学処分（自主退学）の対応に問題があるとして、平成31年4月に代理人弁護士から提訴された事案について、令和元年6月20日から14回の弁論及び弁論準備手続を行ってきましたが、令和2年12月21日に和解が成立しましたので報告します。

1 これまでの主な経緯

- H28. 10. 24 当該生徒を退学処分（自主退学）
・ H28. 6～H28. 9 ごろまで、非行行為を繰り返した
- H31. 4. 19 代理人弁護士が裁判所に訴状を提出
- R 元. 6. 20 第1回弁論
- R 元. 8. 1 第1回弁論準備手続
～
- R2. 10. 29 第12回弁論準備手続
- R2. 12. 21 第13回弁論準備手続において和解成立

2 和解の概要

- 令和2年12月21日（月）午前11時30分から鳥取地方裁判所米子支部において、原告らに対して、利害関係人（当時の学校長）が謝罪を行った上で、次のとおり和解した。
- ・ 被告は、原告生徒に対し、本件和解金として、80万円の支払義務があることを認める。
 - ・ 原告らは、その余の請求を放棄する。
 - ・ 原告らと被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 - ・ 訴訟費用は各自の負担とする。

3 今後の対応

- 「生徒指導等に関するガイドライン」を一部改訂し、県立校長会や生徒指導担当教員等に対する研修会等で周知し、今後の生徒指導の改善に努める。